

令和2年4月8日

保護者の皆さまへ

厚木清南高等学校長

国における緊急事態宣言に伴う臨時休業等について

このことについては、令和2年4月8日付け教育長通知「国における緊急事態宣言に伴う県立学校における臨時休業等について」があり、これを踏まえ、本校でも次のとおりの対応をいたしますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業であることから、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすようご家庭でもご指導をお願いいたします。

1 臨時休業期間

令和2年4月6日（月）より5月6日（水）まで

この期間は、原則として生徒の登校は禁止になります。ただし、個別の対応（教科書等の購入や受講手続など）で登校してもらうことがあります。

2 今後の連絡方法について

学校から連絡は、厚木清南高等学校のホームページ、マチコミメールなどで発信いたします。

3 休業中の学習について

学習に遅れが生じないように、これまでの授業内容の復習を中心に家庭学習に取り組みせてください。個別に学習課題が与えられる場合もありますが、その際は教科担当の先生の指示に従ってください。

問合せ先
副校長 丹野
電 話 046-228-2015